

## 昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の全部を改正する。

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 課税標準及び税率(第九条—第二十条)
- 第三章 納付及び還付(第二十一条—第三十条)
- 第四章 雜則(第三十二条—第三十五条)
- 附則

- (趣旨) 第一章 総則
- 第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。(課税の範囲)
- 第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。(納稅義務者)
- 第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。(公共法人等が受ける登記等の非課税)
- 第四条 国及び別表第一に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。
- 第五条 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けたそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る)の規定がある登記等については、当該書類を添附して受けるものに限る。)(非課税登記等)
- 第六条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登記にあつては、当該登記等がこれらの方に掲げる登記又は登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第一に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録  
政令で定めるもの

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録

三 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二編第九章第二節(特別清算)の規定による株式会社の特別清算(同節の規定を同法第八百二十二条第三項(日本にある外国会社の財産についての清算)において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。)に関する登記

四 裁判所の嘱託によりする登記又は登録

五 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百十九号)第三条第一項及び第二項又は第四条(住居表示の実施手続等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登記事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九百五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地区画整理事業(昭和二十九年法律百十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記(政令で定めるものと除く。)

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における

る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八 國土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第一百二十六号)第十四条第二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)の規定による土地に関する登記

十 墓地に関する登記

十一 滯納処分(その例による処分を含む。)に関する登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滯納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登記の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第百六十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いだり受けた場合における当該登記、特許、免許、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財團法人の名称の変更の登記

十五 外国公館等の非課税(外國公館等の非課税)

十六 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条第一項(大使館等)の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人の名称の変更の登記

十七 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という。)の敷地又は建物に關して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

十八 登録免許税の納稅地は、納稅義務者が受けた登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体(以下「登記官署等」という。)の所在地(第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)とする。

記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

二 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

三 信託の効力が生じた時から引き続き委託者は、登録免許税を課さない。

四 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

五 信託財産を受託者から受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

六 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たなる受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

七 信託の効力が生じた時ににおける委託者の相続人(当該委託者が合併により消滅した場合には、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人)であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続(当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併)による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

八 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納稅地は、前項の規定にかかわらず、納稅義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。



(株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円こ満

**第二十二条** 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等（印紙納付）

（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）

**第十七条の三** 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第四十六条(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。  
(二)以上の登記等を受ける場合の税額)  
**第十八条** 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。  
(定率課税の場合の最低税額)  
**第十九条** 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。  
(政令への委任)  
**第二十条** この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

下における場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額が三万円以下である場合その他の登録免許税の額が三万円以下である場合その他の登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。（嘱託登記等の場合の納付）

**第二十三条** 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登記免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならぬ。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書（当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十三条第三項において同じ。）に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

（免許等の場合の納付の特例）

**第二十四条** 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税について、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を定めることにより、国に納付することができる。

項の規定による委託を受けた納付受託者(第二十四条の四第一項に規定する納付受託者)をいう。次条において同じ。)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

**第二十四条の三** 登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付の委託の」とする。

登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者)

施することができる認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」という。）が指定するもの（以下「納付受託者」という。）は、当該登記等を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならぬ。

4 所管省庁の長は、前項の規定による届出がつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

**第二十四条の五 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。**

2 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

**（納付受託者の帳簿保存等の義務）**

**第二十四条の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。**

2 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができ。所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な

4 第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合については、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官署の嘱託による場合にあつては、当該登記等が官署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書）の紙面と印紙の彩紋とにかくて判明に消印しなければならない。

2 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項（第二十四条の三第二項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）等を受ける時）に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

1 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税（当該登記免許税の納付の基準となる登記等を受ける時）にかかる登録免許税で当該登記免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項（第二十四条の三第二項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）等を受ける時）に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

4 第二十六条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合については、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官署の嘱託による場合にあつては、当該登記等が官署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書）の紙面と印紙の彩紋とにかくて判明に消印しなければならない。

2 免許等に係る登録免許税で当該登記免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項（第二十四条の三第二項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）等を受ける時）に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

1 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税（当該登記免許税の納付の基準となる登記等を受ける時）にかかる登録免許税で当該登記免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項（第二十四条の三第二項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）等を受ける時）に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

4 第二十七条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合については、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官署の嘱託による場合にあつては、当該登記等が官署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書）の紙面と印紙の彩紋とにかくて判明に消印しなければならない。

2 免許等に係る登録免許税で当該登記免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項（第二十四条の三第二項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）等を受ける時）に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

1 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税（当該登記免許税の納付の基準となる登記等を受ける時）にかかる登録免許税で当該登記免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項（第二十四条の三第二項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（課税標準及び税額の認定）等を受ける時）に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

3 税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していらない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徵収する。

2 税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していらない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徵収する。

3 税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき登録免許税について、当該納付受託者に對して国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登記免許税に係る登記等を受けた者から徴収することができない。





(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)  
第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十年七月三十日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をしている場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)  
第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準による登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附則** (昭和四二年七月二九日法律第九七号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年八月一日法律第一二二号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附則** (昭和四三年五月三〇日法律第七四四号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四三年六月一日法律第八四四号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附則** (昭和四三年六月三日法律第八九一号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を行なう。

**附則** (昭和四四年一二月一〇日法律第十八六号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附則** (昭和四四年六月三日法律第三八一号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四四年八月一六日法律第一三五号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年八月一五日法律第一三四号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年八月一九日法律第一三八号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四三年五月一七日法律第五一号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年七月一三日法律第五六号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年七月二〇日法律第七七号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、附則第八条から第三十一条までの規定をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年七月二〇日法律第七七号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年七月二〇日法律第七七号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四二年七月二〇日法律第七七号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されいない場合については、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)に相当する額を」とあらわれ、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

**附則** (昭和四四年一二月一〇日法律第十八六号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附則** (昭和四四年六月三日法律第三八一号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四四年八月一六日法律第一三五号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則** (昭和四四年八月一九日法律第一三八号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されない場合については、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)に相当する額を」とあらわれ、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

**附則** (昭和四五年三月二八日法律第八八号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、昭和四五年五月一日から施行する。

地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されない場合については、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格)に相当する額を」とあらわれ、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

**附則** (昭和四五年三月二八日法律第八八号) 抄  
(施行期日) 1 この法律は、昭和四五年五月一日から施行する。









条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第百四十三条及び第百四十五条から第百四十八条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第十四条、第五条第九号、第三十二条第七項及び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、附則第十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）並びに附則第二十条の規定、附則第二十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十九条及び第二二条の規定 平成三年四月一日

附 則（平成元年一二月二二日法律第九一号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年一二月二二日法律第九二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日法律第六〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成二年六月二七日法律第五二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

		附 則 (平成三年三月一五日法律第三百四十九号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
		附 則 (平成三年四月二三日法律第三百六十六号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年四月二六日法律第四十五条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年四月二六日法律第四十六条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年五月一九日法律第六十六条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成三年五月一五日法律第七十五条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
		附 則 (平成四年五月六日法律第三百四十九号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成四年五月六日法律第三百四十九号)抄	(施行期日)	附 則 (平成四年五月六日法律第三百四十九号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成四年五月六日法律第三百四十九号)抄	(施行期日)	附 則 (平成四年五月二九日法律第五十六条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成四年五月二九日法律第五十六条)抄	(施行期日)	附 則 (平成四年五月二九日法律第五十七条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成四年五月二九日法律第五十七条)抄	(施行期日)	附 則 (平成五年六月二六日法律第八十七条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成五年六月二六日法律第八十七条)抄	(施行期日)	附 則 (平成五年五月一九日法律第六十六条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成五年五月一九日法律第六十六条)抄	(施行期日)	附 則 (平成五年五月一五日法律第七十五条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成五年五月一五日法律第七十五条)抄	(施行期日)	附 則 (平成六年六月二九日法律第五十六条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成六年六月二九日法律第五十六条)抄	(施行期日)	附 則 (平成六年六月二九日法律第五十七条)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一條** この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条规定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（福祉施設）を「福祉事業」に改める部分に限る。）、同法第三章の事業名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第五章第九節の節名の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第五十九条ノ一第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一項を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定（その他の経過措置の政令への委任）

**第六十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二九日法律第七六号抄）  
(施行期日)  
二 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項ただし書、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第六十五条第二項、第一百四十三条から第一百四十六条まで、第一百四十七条第一項、第一百四十八条、第一百四十八条の二第一項、第一百四十九条から第一百五十条まで、



(施行期日) **附 則** (平成一〇年一〇月一六日法律第一二六号) 抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則** (平成一〇年一〇月一六日法律第一二六号)  
（経過措置）  
**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出团体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金

融システム改革のための関係法律の整備等に於ける法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に於ける法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券投資法、損害保険料率算出団体に於ける法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に於ける法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券取扱法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、農業信用保証保険法、地震保険に於ける法律、法人に於ける法律、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に於ける法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金法、農業信用保証保険法、地震保険に於ける法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、抵当証券業の規制等に於ける法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に於ける法律、保険法、銀行法、貸資金業の規制等に於ける法律、有価証券に於ける投資顧問業の規制等に於ける法律、抵当証券業の規制等に於ける法律、精神薬取締法等の特例等に於ける法律、特定債権等に於ける事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に於ける法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に於ける法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に於ける法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に於ける法律、特定目的会社による特定資産の流動化に於ける法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に於ける法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の国相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出の法律の施行の前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他相の國の機関に対する手続がされなければならない事項で、この当の國の機関に対し報告、届出、提出その他手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新規附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。  
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 抄

○号

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二三日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一四日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略











十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七条号の二及び第四十八条号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。）電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のようすに加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

**第十四条** この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」といいう。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二、（三）、第三十三号の二（二）、第三十三号の三、第三十四号（三）若しくは（四）、第三十四号の三（二）若しくは（三）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（二）若しくは（三）、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十二号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（二）、第四十四号（二）若しくは（三）、第四十五号（二）、第四十五号の三（二）若しくは（三）、第四十六号（二）、第四十六号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（六）まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合は、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第一百一号）以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、

第三十八条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4 新登録免許税法別表第一第二十九号の十二

(一) 第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二(二)、第四十八号の三(三)から(五)まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

5 厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五十五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和四十一年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第六項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三(一)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)及び(二)中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号(三)中「三万円」とあるのは「一万円」とする。

7 新登録免許税法別表第一第三十四号の六(二)又は(三)に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税を課さない。

8 施行日から附則第一条第十二条に定める日の前までの間に受けた新登録免許税法別表第一

<p><b>附 則</b> (平成一七年四月一日法律第二百二十九号) 抄</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年五月二日法律第三十九号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>(登録免許税法の一 部改正に伴う経過措置)</b></p> <p><b>第八条</b> 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十二号)第五条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)別表第一(第二十三号)(六)の規定は、なおその効力を有する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年五月六日法律第四〇号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年五月二〇日法律第四一五号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十二条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄</p>
---



けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一「五百五十二号」(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用については、同号(二)中「登録及び同法第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一七日法律第三百五十二号抄

(施行期日) 平成一八年五月一七日法律第三百五十二号抄

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百五十二号抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百五十二号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一條、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百五十二号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百二条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項第一号の改正規定を除く)、司法第一百七条第七号の改正規定、

同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号中「第九十六条の九」の下に「（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。）並びに同法第百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一（第百二十四号の改正規定に限る。）の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄**  
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条规定  
二 第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定  
三 二から四まで 略  
五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十八条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百八十八条、第一百二十九条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日  
（処分、手続等に関する経過措置）  
**第一百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相关规定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第三百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一四号抄）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日

イから二まで 略  
本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の  
改正規定、同法別表第一第三号の改正規定  
定、同表第二十八号の次に次のように加え  
る改正規定、同表第三十五号（九）の改正  
規定、同表第三十八号の改正規定及び同表  
第三十九号の改正規定

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十一条** 第五条の規定による改正後の登録免  
許税法（第十四条第一項、別表第一第三号、同  
表第二十八号の二、同表第三十五号（九）及び  
同表第三十八号を除く。）の規定は、施行日以  
後に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許  
税について適用し、施行日前に受けた登記、登  
録又は認定に係る登録免許税については、なお  
従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百五十八条** この附則に規定するもののほか、  
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令  
で定める。

**附 則（平成一九年五月一一日法律第三  
六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別  
措置法第二条に五項を加える改正規定（同条第  
二十項及び第二十一項に係る部分に限る。）及び  
同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、  
同条の次に一節を加える改正規定（同章中第三  
十三条を第五十七条とする部分を除く。）並びに  
附則第九条及び第十一条の規定は、公布の日  
から起算して一年六月を超えない範囲内におい  
て政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一九年五月二五日法律第五  
八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十年十月一日から施  
行する。

（政令への委任）

**第九条** 附則第一条から前条までに定めるものの  
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

（調整規定）

**第十条** この法律及び株式会社商工組合中央金庫  
法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日  
本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五  
号）の規定による改正規定



更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行ふ場合の登記で次に掲げるもの

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、「一般社団法人の存続期間に限る。」）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）

ロ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記

ハ 整備法第二十二条第四項に規定する登記整備法第一百三十三条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人が整備法第四十五条の認可を取り消され整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における当該一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記

五 次に掲げる場合における登記等に係る名義人の名称の変更の登記等

イ 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合

ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合

ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財团法人となる場合

二 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

**第一百十九条の二** この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の委任）

**第一百二十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）を用いる。の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一體化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を





(政令への委任)

(政令への委任)  
**第十三条** この附則に規定するもののほか、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行に関し必要な

条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。  
**(政令への委任)**

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)  
**第四条** この法律の施行の日が福島復興再生特

(政令への委任)  
**第二十七条** この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)抄号附則(平成二四年四月六日法律第二七)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四  
七号) 抄

**施行期日** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

一から三まで 略  
当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五

条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政

令で定める日  
附 則（平成二四年八月一〇日法律第五  
七号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

附 則（平成二四年八月二二日法律第六号）抄する。

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日  
附 則（平成二四年九月五日法律第七六号）少

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経て、本法の範囲内において政令で定める日から

施行する。  
附 則  
(平成二四年九月五日法律第八四)  
号) 少

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

施行する。

(政令への委任)  
第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二四年九月一二日法律第八)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二四年九月一二日法律第八)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二四年九月一二日法律第八)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二四年九月一二日法律第八)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

た登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

の例による。  
第十九条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年五月三一日法律第二)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二の次に二号を加える改正規定、同法第百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定、同法第百九十九条のうち水産業協同組合法第十二条、第二百五十五条第十四号並びに第二百七十三条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十四条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。)、第十四条のうち銀行法第十一条の規定、第五条を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前二項」を「前各项」に改め同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二百五十二条の改正規定を除く。)、第十四条のうち信託業法第九十条第一項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前二項」を「前各项」に改め同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条第一項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十二条中信託業法第九十条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第十二条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第十二条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二条第三十三条第二項の改正規定に限る。)、第三十三条第二項の改正規定に限る。)、第三十三条第三十六条及び第三十七条の規定(公布の日から起算して二十日を経過した日(政令への委任))

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二五年五月三一日法律第二)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二五年五月三一日法律第二)

。





第一条、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条の規定、附則第五十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四号）第二条第五項第二号の改正規定（同法第五十四条）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定（平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九一號) 抄  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九二號) 抄  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日法律第二六二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一項の規定、第五条中健康保険法第九十一条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び司法第八

十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基  
金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十  
五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、  
第六十二条及び第六十七条から第六十九条ま  
での規定、公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附  
則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一  
条から第二十五条まで、第三十三条から第四  
十四条まで、第四十七条から第五十一条まで  
で、第五十六条、第五十八条及び第六十四条  
の規定 平成二十八年四月一日

附 則（平成二七年六月二四日法律第四  
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条、第六项、第二十八条第五项、第三十五条、第三十六条（附則第十八条第一項及び第四项、第十九条第二項及び第四项、第二十六条第一項及び第四项並びに第三十二条第一項及び第四项に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条（第五项を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四项を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附

則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三号の改正規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

附則第十六条及び第八十六条の規定（公布





第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第六十八条第一項」に改める部分に限る。）、第二十二条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第三項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定、公布の日

おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)並びに同法正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本条及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」と、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一百七十七条において準用する商業登記法」と改める部分に限る。)同法第一百四十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第七章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機

関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く)、第四十一条中保険業法第四十一一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(「規定中」を「規定(同法第二百九十八条(第一項第三号及び第四号を除く)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項を除く。)」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条、第三百十八条规定第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)」中「株主」とあるのは「総代」と、これららの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)」中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条规定第四項を除く。)」中「前条第四項」とあるのは「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「社員又は総代」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項を削る部分を除く。」、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十二条」に改め、「支店所在地における登記、」を削り、「登記」と並びに「登記」に、「第四十八条」を「第三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九条から第四十八条まで〔に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と「支店」とあるのは「従たる事務所」〕を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四

と」を加える部分を除く。) 及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療組合法第八十三条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十七条中農業協同組合法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第二百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水規

附則（令和二年三月三一日法律第八号抄）

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（第六条の十一）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定（各号に定める日から施行する。）

附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定（公布の日）

二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第一百三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定（第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定



## 四 第一条（建築物のエネルギー消費性能の向

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定まる日から施行する。

三二一は  
當該各号に定める日から施行する  
附則第十九条の規定 公布の日

三説各号に定める日から施行する。

三 第四条の規定（電気事業法第十九条の規定）は、第五款承継（第五十五条の二）を、「第五款 承継（第五十五条の二）」を、「第五款 承継（第五十五条の二）」に第六款認定高額保安装置設置者（第五十五条の三）

（令和五年五月一二日法律第二四  
号）少附則（令で定める日）

試定高周波電気炉用語彙者 第五十五条の三  
第五十五条の十三)」に改める部分に限  
る。同法第三章第二節に一款を加える改正  
規定、同法第五条の次に一条を加える改正

る起算する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規

正規定及び同条第八号の次に「一号を加える改正規定を除く。」並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八

四 条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日  
第一條の規定並びに次条並びに附則第三

項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一  
条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、  
附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に

条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十九号）

に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（「第二十三條」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を

四十九号) 第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日

除く)、附則第二十一条の規定、附則第二十二条の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)(平成十七年法律第八十五

(政令への委任)  
**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関するもの）

号) 第十二条第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法

る経過措置を含む。) は、政令で定める。  
附 則 (令和五年三月三一日法律第三  
号) 抄

律（平成十九年法律第五十九号）第二十七條の五第二項の改正規定（第十五條第一項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）

**第一条** (施行期日) この法律は、令和五年四月一日から施行する。

、同法第二十七条の十九の改正規定（第十五條）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（第

(政令への委任)  
**第七十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪

附則（令和四年六月二二日法律第七四号抄）

号) 附則抄 (令和五年四月二八日法律第一八





(三) 委付の登記											
(四) 貸借権の設定、 転貸又は移転の登記											
(五) 抵当権の設定、 強制競売若しくは競売 に係る差押え、仮差押 え、仮処分又は抵当付 債権の差押えその他権 利の処分の制限の登記											
(六) 抵当権の移転の登記											
(七) 根抵当権の一部 による移転の登記											
(八) 抵当権の順位の 変更の登記											
(九) 貸借権の先順位 抵当権に優先する同意 の登記											
(十) 信託の登記											
(十一) 仮登記											
ロ その他の権利の信 託の登記											
ハ 所有権の移転の仮 登記又は所有権の移転 請求権の保全のための 登記											
カ その他の仮登記											
コ その他の仮登記											
メ その他の仮登記											
ソ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											
シ その他の仮登記											
ス その他の仮登記											
ト その他の仮登記											
ナ その他の仮登記											
タ その他の仮登記											
カ その他の仮登記											







録	(十) 登録	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数	鉱区の数
（十一）租鉱区の増減による租鉱権の設定の登録	（八）放棄による採掘権の消滅の登録	一千円 き一 万八 千円	一個につ き三 千円	一個につ き九 万円	一個につ き四 万五 千円	一個につ き四 万五 千円	一個につ き一 万二 千円	一個につ き九 万円	一個につ き十八 万 千円	一個につ き四 万五 千円	一個につ き九 千円	一個につ き六 千円
（十二）租鉱区の合併による移転の登録	（九）租鉱権の設定の登録	（七）採掘権の移転の登録	（八）相続又は法人の合併による移転の登録	（九）鉱区の分割による変更の登録	（十）鉱区の合併による変更の登録	（十一）鉱区の数	（十二）鉱区の数	（十三）鉱区の数	（十四）鉱区の数	（十五）鉱区の数	（十六）鉱区の数	（十七）鉱区の数
（十八）その他の原因による移転の登録	（十九）租鉱権の設定の登録	（二十）鉱区の減少による放棄の登録	（二十一）鉱区の増減による合併の登録	（二十二）鉱区の増減による分割の登録	（二十三）鉱区の増減による合併の登録	（二十四）鉱区の増減による放棄の登録	（二十五）鉱区の増減による合併の登録	（二十六）鉱区の増減による放棄の登録	（二十七）鉱区の増減による合併の登録	（二十八）鉱区の増減による放棄の登録	（二十九）鉱区の増減による合併の登録	（三十）鉱区の増減による放棄の登録

イ　租鉱区の増加又は  
租鉱区の増加及び減少  
による変更の登録

ロ　租鉱区の減少によ  
る変更の登録

(十二) 租鉱権の移転  
の登録

イ　相続又は法人の合  
併による移転の登録

ロ　その他の原因によ  
る移転の登録

(十三) 存続期間の満  
了前の租鉱権の消滅の  
登録

イ　抵当権の設定

又は鉱業権若しくは抵  
当権の処分の制限の登  
録

(十四) 鉱業法第五十  
一条(鉱区の分割及び  
合併についての抵当権  
者の承諾及び協定)の  
承諾及び協定に係る抵  
当権の変更の登録

(十五) 順位の変更に  
よる抵当権の変更の登  
録( (十四) に掲げる登  
録を除く。)

(十六) 抵当権の移転  
の登録

イ　相続又は法人の合  
併による移転の登録

ロ　その他の原因によ  
る移転の登録

(十七) 抵当権の順位  
の変更の登録

(十八) 信託の登録

イ　抵当権の信託の登  
録

ロ　抵当権以外の権利  
の信託の登録

(十九) 共同鉱業権者又は共同相続権者の脱退の登録

(二十) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらは登録のうち（一）から（十九）までに掲げるものを除く。）

(二十一) 登録の抹消

(二十二) 砂鉱権（砂鉱をう。以下この号において「砂鉱に係るものに限る同じ。」の登録（砂鉱権登録を含む。）の登録の設定の登録

ロ 鉱区の減少による変更の登録  
ハ 鉱区の合併による変更の登録  
ニ 鉱区の分割による変更の登録  
(三) 砂鉱権の移転の登録  
イ 相続又は法人の合併による移転の登録

(四) 放棄による砂鉱権の消滅の登録

(五) 租鉱権の設定の登録

(六) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録  
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録

(七) 租鉱権の移転の登録

(八) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録

(九) 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録

(十) 鉱業法第五十二条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録

(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録(十)に掲げる登録を除く。

(十二) 抵当権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

(十三) 抵当権の順位の変更の登録

(十四) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

金額 又は極度	債権金額 千分の二	件数 抵当権の 件数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	鉱区の数 鉱区の数	面積 租鉱区の 面積	増加した 面積 租鉱区の 面積	面積 租鉱区の 面積
千円	き千円	き九千円 一件につ	一個につ き四千五	一個につ き六千円	一個につ き三千円	一個につ き一千五百	一個につ き五百	一個につ き五百	一個につ き五百	一個につ き五百	百円 につき三	十万平方 メートル	十万平方 メートル





は社員又は理事、監事、代表理事若しくは評議員に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の代表に関する事項の変更を含む。）の登記ヨ　支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記タ　取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記レ　会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記ソ　会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記ツ　登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちいからソまでに掲げるものを除く。）

| 申請件数                               |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------|
| き三万円<br>一件につ<br>き三万円 | き三万円<br>一件につ<br>き三万円 | き三万円<br>一件につ<br>き三万円 | き三万円<br>一件につ<br>き三万円 | き三万円<br>一件につ<br>き三万円 | き三万円<br>一件につ<br>き三万円 | は一般社<br>団法人等<br>について<br>は、一万<br>円) |

ナ 登記の抹消	(二) 外国会社又は外国相互会社の登記 (三) に掲げる登記を除く。イ 営業所の設置の登記 (ロ) に掲げる登記を除く。
ロ 営業所を設置してない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消
(二) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の清算に係る登記(外国会社又は外国相互会社の清算に係る登記を含む)イ 清算人又は代表清算人の登記	ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記ハ 清算の結果の登記
二 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうちロに掲げるものを除く。)、登記の更正の登記又は登記の抹消	

申請件数	申請件数	申請件数						
き六千円 一件につ き二千円 一件につ	き六千円 一件につ き二千円 一件につ	き九千円 一件につ き二千円 一件につ	き九千円 一件につ き二千円 一件につ	き六千円 一件につ き二千円 一件につ	き六万円 一件につ き二万円 一件につ	円 つき九万 一箇所に き二万円 一件につ	円 つき九万 一箇所に き二万円 一件につ	円 つき九万 一箇所に き二万円 一件につ

二十五 特定目的会社の登記		二十六 投資法人の登記		二十七 有限責任事業組合契約の登記	
（一）資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記	（二）（一）及び（三）に掲げる登記以外の登記	（三）登記の抹消		申請件数	申請件数
（二）投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人の設立の登記	（二）（一）及び（三）に掲げる登記以外の登記	（三）登記の抹消	申請件数	申請件数	申請件数
（一）有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）イ 組合契約の効力の発生の登記	（一）有 限 責 任 事 業 組 合 契 約 の 登 記	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
ロ 従たる事務所の設置の登記ハ 主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記ニ 組合員に関する事項の変更の登記	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
き一万円	き三万円	き六万円	き一万五 千円	き三万円	き三万円

（二）組合契約の清算 に係る登記	（二）組合員の業務執行 の停止又は業務代行者 の選任の登記

二十八の二 限定責任信託の登記		二十九 個人の商業登記	
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
き三万円	き六千円	き二千円	き六千円
一件につ き三千円	一件につ き三万円	一件につ き二千円	一件につ き六千円
（一）個人につきその登記 本店の所在地においてする登記 又はその取得による変更の登記	（二）信託法第二百三十三条第一項（変更の登記）の規定による新事務処理地においてする同法第二百三十二条各号に掲げる事項の登記	（三）（一）、（二）及び（四）から（六）までに掲げる登記以外の登記	（五）登記の抹消（六）ニに掲げる登記を除く。
二十九 個人の商業登記	二 登記の更正の登記 ハ 清算結了の登記 又は登記の抹消	二 登記の抹消（六）ニに掲げる登記を除く。 イ 清算受託者の登記 ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記 ハ 清算結了の登記	（一）信託法（平成十八年法律第八号）第二百三十二条（限定責任信託の定めの登記）の規定による新事務処理地においてする同法第二百三十二条各号に掲げる事項の登記

	ロ 支配人の選任又は その代理権の消滅の登 記	ハ 商法（明治三十二 年法律第四十八号）第 五条（未成年者登記） 又は第六条第一項（後 見人登記）の規定によ る登記	二 商法第十七条第二 項（営業譲渡の際の免 責の登記）の登記	本商号の廃止の登記 又は登記の更正、変更 若しくは消滅の登記 (これらの登記のうちイ 又はロに掲げるものを 除く)	ヘ 登記の抹消
（一）民法（明治二十 九年法律第八十九号） 第七百五十六条（夫婦 財産契約の対抗要件） の登記	（二）登記事項の更正 又は変更の登記	（三）登記の抹消	三十 船舶管理人の登記	三十一 夫婦財産契約の登記	
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
き六千円 一件につ き六千円	一千円	き一万八 千円	き三万円 一件につ き六千円	き六千円 一件につ き六千円	き三万円 一件につ き一万八 千円

三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能證明						
(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手續代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。						
(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登録	イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十七条（登録）の公認会計士の登録	ロ 公認会計士法第六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	(二) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	(二)の二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第九条の十八（登録）の登録政治資金監査人の登録	(三) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	(四) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十五条第一項（登
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き六万円	一件につき六万円	一件につき三万円	一件につき一万五千円	一件につき六万円	一件につき六万円	一件につき六万円

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き三万円	き三万円	き三万円	き三万円	き三万円	き三万円	き三万円
五千円	五千円	五千円	五千円	五千円	五千円	五千円
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
（五）司法書士の登録 又は認定	（五）司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項 （司法書士名簿の登録） の司法書士の登録	（六）土地家屋調査士の登録又は認定	（六）土地家屋調査士法 （昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	（八）税理士法（昭和五十八年法律第二十五回）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録	（八）税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	（八）税理士法（昭和五十八年法律第二十五回）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録
（八の二）公認心理師 法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条（登録）の公認心理師の登録	（八の二）公認心理師 法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条（登録）の公認心理師の登録	（五）司法書士の登録	（五）司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項 （司法書士名簿の登録） の司法書士の登録	（五）司法書士の登録	（五）司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項 （司法書士名簿の登録） の司法書士の登録	（五）司法書士の登録

(九) 法令の規定による登録する名簿にする次に掲げたる登録者的新規登録	(一) 医師又は歯科医師の登録	(二) 薬剤師の登録	(三) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学生技士又は義肢装具士の登録
-------------------------------------	-----------------	------------	--

| 登録件数     |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一件につき九千円 | 一件につき九千円 | 一件につき九千円 | 一件につき九千円 | 一件につき九千円 | 一件につき六万円 | 一件につき六万円 |

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十) 歯科衛生士法第六百六十八号による歯科衛生士名簿に対する登録	イ 歯科衛生士法第六百六十八号による歯科衛生士名簿に対する登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ (1) から (3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	(十) 歯科衛生士法第六百四号による歯科衛生士名簿に対する登録	イ 歯科衛生士法第六百四号による歯科衛生士名簿に対する登録	(十三) 安ん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師名簿又はきゅう師名簿に対する登録

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十) 歯科衛生士法第六百六十八号による歯科衛生士名簿に対する登録	イ 歯科衛生士法第六百六十八号による歯科衛生士名簿に対する登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ (1) から (3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	(十) 歯科衛生士法第六百四号による歯科衛生士名簿に対する登録	イ 歯科衛生士法第六百四号による歯科衛生士名簿に対する登録	(十三) 安ん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師名簿又はきゅう師名簿に対する登録

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿に対する登録	イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ に規定する者に係る登録事項の変更の登録	(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿に対する登録	イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録	(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿に対する登録

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十五) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録	イ 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ に規定する者に係る登録事項の変更の登録	(十五) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録	イ 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録	(十五) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十六) 理容師法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の登録	イ 理容師法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ に規定する者に係る登録事項の変更の登録	(十六) 理容師法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の登録	イ 理容師法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の登録	(十六) 理容師法(昭和二十二年法律第二百四十六号)の登録

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十七) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿に対する登録	イ 救急救命士法第六条第一項(登録)の救急救命士の登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ に規定する者に係る登録事項の変更の登録	(十七) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿に対する登録	イ 救急救命士法第六条第一項(登録)の救急救命士の登録	(十七) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿に対する登録

登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録	登録事項の変更の登録
(十八) 犬猫等の登録	イ 犬猫等の登録	ロ 登録事項の変更の登録	ロイ に規定する者に係る登録事項の変更の登録	(十八) 犬猫等の登録	イ 犬猫等の登録	(十八) 犬猫等の登録

第七条第一項の獣医師登録の所有者の登録免状の登録事項の変更の登録













		録) の登録 (更新の登録を除く。)	
六十一 債権管理回収業の許可		六十九 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関若しくは登録濃度確認機関の登録又は放射線取扱主任者等に係る登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関若しくは登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録	
年法律第百二十六号) 第三条(債権管理回収業の許可)の債権管理回収業の許可		(一) 酒税法第七条第一項(酒類の製造免許)の規定による酒類の製造免許その他の政令で定める製造免許を除く。	
(二) 酒税法第八条(酒母等の製造免許)の規定による酒母又はもろみの製造免許		(二) 酒税法第八条(酒母等の製造免許)の規定による酒母又はもろみの製造免許	
六十二 会社の電子公告に係る調査機関の登録 (更新の登録を除く)		六十二 会社法第九百四十二条第一項(調査機関の登録)の登録 (更新の登録を除く)	
六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可		六十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二十三条第一項(監理団体の許可)の監理団体の許可(更新の許可を除く)又は同法第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限り)の通関業の許可	
六十四 通関業の許可		六十四 通関業の許可	
六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許		六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許	
(注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第二項(製造免許等の条件)の規定による酒類の販売業の免許に付された(三)イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。		(注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第二項(製造免許等の条件)の規定による酒類の販売業の免許に付された(三)イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。	
六十六 製造たばこの販売に係る登録		六十六 製造たばこの販売に係る登録	
(一) たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十号)第十二条第一項(たばこの特定販売業の登録)の規定による製造たばこの特定販売業の登録		(一) たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十号)第十二条第一項(たばこの特定販売業の登録)の規定による製造たばこの特定販売業の登録	
六十七 塩事業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録		六十七 塩事業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録	
(二) 塩事業法(平成八年法律第三十九号)第五条第一項(塩事業の登録)の塩特定販売業者の登録		(二) 塩事業法(平成八年法律第三十九号)第五条第一項(塩事業の登録)の塩特定販売業者の登録	
六十八 著作権等管理事業者の登録		六十八 著作権等管理事業者の登録	
(一) 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一条)第三条(登録)の規定による著作権等管理事業者の登録		(一) 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一条)第三条(登録)の規定による著作権等管理事業者の登録	
(二) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		(二) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	
(三) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第十条(登録定期確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		(三) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第十条(登録定期確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	
(四) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第十二条(登録運搬方法確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		(四) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第十二条(登録運搬方法確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	
(五) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第十八条(登録運搬方法確認機関に係る登録)の登録(更新の登録を除く。)		(五) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条第十八条(登録運搬方法確認機関に係る登録)の登録(更新の登録を除く。)	
(六) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十九条の二(登録埋設確認機関の登録)		(六) 放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十九条の二(登録埋設確認機関の登録)	



項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の認定による製造所の規定による登録に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）  
（五）医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録（更新の登録を除く。）  
（六）医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）  
（七）医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項（製造業の登録）の医療機器又は体外診断用医薬品の製造事業の登録（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
（八）医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項（医療機器等

登録件数	登録件数	許可件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	円き十五万	一件につき九万円

(九) 医薬品医療機器等の医療機器等外国製造業者の登録（更新の登録を除く。）  
等法第二十三条の二十二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等の再生医療等製品の製造販売の事業の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
等法第二十三条の二十二第一項（再生医療等製品の認定）の再生医療等製品の認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）  
(十) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等の修理業の許可の更新の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
(十一) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（再生医療等製品の認定）の再生医療等製品の認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）  
(十二) 医薬品医療機器等法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の修理業の許可）の医療機器等の修理業の許可又は同条第七項の規定による修理業の区分の修理の許可（政令で事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で

許可件数	認定件数	許可件数	許可件数
き 九 万円 一件につ	き 九 万円 一件につ	き 九 万円 一件につ	き 十五 万 円 一件につ

許可件数	登録件数	許可件数、認定件数又は登録件数
き九万円 一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円

(二) 職業安定法第三十条第一項の有料の職業紹介事業の許可 (更新の許可を除く。)	許可件数	一件につき九万円
(一) 職業安定法第三十九条第一項の有料の職業紹介事業の許可 (更新の許可を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
七十九 確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき十九万円
八十 在宅就業支援団体の登録	登録件数	一件につき一万五千元
八十一 有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可 (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項(業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。	登録件数	一件につき九万円




(四) 農林中央金庫法 第九十五条の五の七 (認定農林中央金庫電子 決済等代行事業者協会 の認定)の認定農林中 央金庫電子決済等代行 事業者協会の認定	第九十二条の五の六 (認定特定信用事業電子 決済等代行事業者協会 の認定)の認定特定信 用事業電子決済等代行 事業者協会の認定	第九十二条の五の六 (認定特定信用事業電子 決済等代行事業者協会 の認定)の認定特定信 用事業電子決済等代行 事業者協会の認定
---	--	--

認定件数	認定件数	認定件数	認定件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数

(一) 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二 百三十九号) 第九条 (設立の許可) の会員商 品取引所の設立の許可 又は同法第七十八条 (株式会社商品取引所の 許可) の株式会社商品 取引所の許可	九十四 会員商品取引所の設立若しくは株式 会社商品取引所の許可、算定割当量に係る取 引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認 可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一 種特定商品市場類似施設若しくは第二種特 定信用事業電子決済等代行事業者協会の認 定の認定特定信用事業電子決済等代行事業 者協会の認定	(二) 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二 百三十九号) 第九条 (設立の許可) の会員商 品取引所の設立の許可 又は同法第七十八条 (株式会社商品取引所の 許可) の株式会社商品 取引所の許可	(三) 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二 百三十九号) 第九条 (設立の許可) の会員商 品取引所の設立の許可 又は同法第七十八条 (株式会社商品取引所の 許可) の株式会社商品 取引所の許可
---	---	---	---

認可件数	許可件数	許可件数	許可件数	認可件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

(二) 商品投資に係る 事業の規制に関する法 律(平成三年法律第六 十六号) 第三条(商品 投資顧問業者の許可) の商品投資顧問業の許 可(更新の許可を除く)	(二) 商品投資に係る 事業の規制に関する法 律(平成三年法律第六 十六号) 第三条(商品 投資顧問業者の許可) の商品投資顧問業の許 可(更新の許可を除く)	(二) 商品投資に係る 事業の規制に関する法 律(平成三年法律第六 十六号) 第三条(商品 投資顧問業者の許可) の商品投資顧問業の許 可(更新の許可を除く)	(二) 商品投資に係る 事業の規制に関する法 律(平成三年法律第六 十六号) 第三条(商品 投資顧問業者の許可) の商品投資顧問業の許 可(更新の許可を除く)
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円

(二) 株式会社商工組合 合中央金庫法(平成十 九年法律第七十四号) 第六十条の三(登録) の商工組合中央金庫電 子決済等代行業者の登 録	(二) 株式会社商工組 合中央金庫法(平成十 九年法律第七十四号) 第六十条の三(登録) の商工組合中央金庫電 子決済等代行業者の登 録	(二) 挥發油等の品質 の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第八 十八号) 第三条(揮發 油輸入業者の登録) の規定による分析機関の 登録	(二) 挥發油等の品質 の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第八 十八号) 第三条(揮發 油輸入業者の登録) の規定による分析機関の 登録
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き三万円	一件につ き三万円

  

(四) 挥發油等の品質 の確保等に関する法律 (第十六条の一第一項 (揮發油販売業者に係 る登録)、第十	(三) 挥發油等の品質 の確保等に関する法律 (第十二条の九(軽油特 定加工業者の登録)の 登録)	(二) 挥發油等の品質 の確保等に関する法律 (第十二条の二(揮發油 特定加工業者の登録) の登録)	(一) 挥發油等の品質 の確保等に関する法律 (第十六条の二(揮發油 特定加工業者の登録) の登録)
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円

七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十一条第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）、第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七條の八第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四の二第二項（揮発油特定加工業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）

認定件数	登録件数	一件につき九万円	一件につき三万円
------	------	----------	----------

（二）液化石油ガスの登録	一百液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査の登録	（二）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	（二）電気事業法等の登録
--------------	---	--	--------------

申請件数	認可件数	一千五百円	一千五百円
（四）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（四）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（四）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（四）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）

（二）ガス導管事業者の認定	（一）ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス導管事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査の登録	（二）電気事業法等の登録	（二）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録
---------------	--	--------------	--

許可件数	認可件数	一千五百円	一千五百円
（六）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（六）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（六）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	（六）既に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）

（一）高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号（完成検査）の認定完成検査実施者の認定（更新の認定を除く。）	（二）ガス事業法第七十一条の二（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	（一）ガス事業法第七十二条（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）
（二）ガス事業法第七十二条（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	（二）ガス事業法第七十二条（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	（二）ガス事業法第七十二条（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）



百六 特定事業者等が設置している工場等に 係る登録調査機関の登録 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十四条第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円
百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の 変更の許可 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十 四号)第三条第二項(事業の届出及び許可) の工業用水道事業の許可又は同法第六条第二 項(給水能力等の変更)の規定による変更の許 可(同法第四条第一項(事業の届出及び許可)) の規定による変更の許可(これらにかかるもの の増加に係るもの)の除く。)に限る。	許可件数 一件につき九万円
百八 深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変 更の許可 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六 十四号)第四条第一項(深海底鉱業の許可)の 深海底鉱業の許可又は同法第十三条第二 項第六号(許可証)の規定による変更の許 可(深海底鉱区の面積の増加に係るものに限 る。)	許可件数 一件につき九万円
百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売 の事業又は工業用使用的許可 の事業又は工業用使用的許可	許可件数 き九万円
百十一 特定電気用品に係る検査機関の登録 の事業に限る。	許可件数 き九万円
百十二 特別特定製品に係る検査機関の登録 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三 十一号)第十二条第一項(検査機関の登録) の登録(更新の登録を除く。以下この号にお いて単に「登録」といいう。)	許可件数 一件につき十五万円
百十三 日本産業規格への適合の表示に係る試 験事業者若しくは国外試験事業者の登録 (一)産業標準化法(昭和二十四年法律第一百 八十五号)第三十条第一項若しくは第二項 (登録認証機関の登録)又は製品試験等に係る 登録認証機関の登録(登録認証機関の登 録認証機関の登録)、第三十二条第一項から第 三項まで(登録認証機関の登録)、第三十三 条第一項(登録認証機関の登録)又は第三十七 条第一項から第六項まで(登録認証機 関の登録)、第三十三条第一項(登録認 証機関の登録)又は第三十七条第一項(登 録を除く。)	申請件数 五千円
百十四 計量器の校正等に係る事業者の登録 又は認定特定計量証明事業者の認定 (二)計量法(昭和六十一年法律第四十三 号)第二十八条第一項(登録機関の登 録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百十五 回路配置利用権の設定登録等事務に 係る登録機関の登録 (二)計量法(昭和六十一年法律第四十三 号)第二十八条第一項(登録機関の登 録)の登録(更新の登録を除く。)	認定件数 五千円
百十六 工業所有権に関する手続に係る登録 (二)工業所有権に関する手續等の特例に する法律(平成二年法律第三十号)第九条第一 項(登録情報処理機関の登録)の登録(更新の 登録を除く。)	登録件数 き九万円
百十七 特定事業者等が設置している工場等に 係る登録調査機関の登録 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー への転換等に関する法律(昭和五十四年法律 第四十九号)第八十四条第一項(登録調 査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円
百十八 特定電気用品に係る検査機関の登録 の事業に限る。	申請件数 五千円
百十九 産業標準化法(昭和二十四年法律第一百 八十五号)第三十条第一項若しくは第二項 (登録認証機関の登録)又は製品試験等に係 る登録認証機関の登録(登録認証機 関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十 計量法(昭和六十一年法律第四十三 号)第二十八条第一項(登録機関の登 録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十一 回路配置利用権の設定登録等事務に 係る登録機関の登録 (二)計量法(昭和六十一年法律第四十三 号)第二十八条第一項(登録機関の登 録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十二 特定電気用品に係る検査機 関の登録 の事業に限る。	申請件数 五千円
百二十三 日本産業規格への適合の表示に係る試 験事業者若しくは国外試験事業者の登録 (一)産業標準化法(昭和二十四年法律第一百 八十五号)第三十条第一項若しくは第二項 (登録認証機関の登録)又は製品試験等に係 る登録認証機関の登録(登録認証機 関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十四 計量器の校正等に係る事業者の登録 又は認定特定計量証明事業者の認定 (二)計量法(昭和六十一年法律第四十三 号)第二十八条第一項(登録機 関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十五 回路配置利用権の設定登録等事務に 係る登録機関の登録 (二)計量法(昭和六十一年法律第四十三 号)第二十八条第一項(登録機 関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十六 工業所有権に関する手續に係る登録 (二)工業所有権に関する手續等の特例に する法律(平成二年法律第三十号)第九条第一 項(登録情報処理機 関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円
百二十七 特定事業者等が設置している工場等に 係る登録調査機関の登録 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー への転換等に関する法律(昭和五十四年法律 第四十九号)第八十四条第一項(登録調 査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数 五千円

(二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項(登録)の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
(三) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の登録(更新の登録を除く。)		登録件数	
事業の認定	申請件数	登録件数	登録件数
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第二百十一号)第三条第一項(認定)の認定(更新の認定を除く。以下この号において単に「認定」という。)に係る認定輸出者の認定	き九万円	き九万円	き九万円
百十七の二 第二種特定原産地証明書の作成	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第二百四十三号)第七条の二第一項(認定)の認定輸出者の認定(更新の認定を除く。)	き九万円	き九万円	き九万円
百十八 前払式割賦販売業の許可、包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者の登録、前払式特定取引業の許可、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は認定割賦販売協会の登録	き十五万円	き十五万円	き十五万円
(一) 割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)第十二条(前払式割賦販売業の許可)の規定による前払式割	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(二) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)の第一種フロン類再生業者の許可を除く。	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(三) 割賦販売法第三十五条の二の三第一項(個別信用購入あつせん業者の登録)の登録個別信用購入あつせん業者の登録(更新の登録を除く。)	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(四) 割賦販売法第三十五条の三の二十三(個別信用購入あつせん業者の登録)の登録個別信用購入あつせん業者の登録(更新の登録を除く。)	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(五) 割賦販売法第三十五条の三の六十一(前払式特定取引業の許可)の規定による前払式特定取引の事業の許可	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(六) 割賦販売法第三十五条の十七の二(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(七) 割賦販売法第三十五条の十八第一項(認定割賦販売協会の認定及び業務)の認定割賦販売協会の認定	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
百十九 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の許可	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(二) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)の第一種フロン類再生業者の許可を除く。	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(三) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)の第一種フロン類再生業者の許可を除く。	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(四) 鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。(第二十七条の八第一項(鉄道事業法の特例)、第二十七条の十六(鉄道事業法の特例)(同法第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条第一項(鉄道事業法等の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二十四条(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項(速達性向上計画)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による速達性向上計画の認定、流通業務総合効率化計画の認定による効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)による効率化計画の認定、	許可件数	登録件数	登録件数
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
第二十四条第二項（鉄道事業再構築実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）  
十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれを同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）  
十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれを同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定又は当該許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十一条第一項（軌道法の特例）、流通業務総合効率化促進法第十四条第一項（軌道法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十一条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）、第二十七条の九（軌道法の特例）、第二十七条の十七（軌道法の特例）若しくは第三十三条第一項（軌道法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便



する法律第二十七条の十一（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十五第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）
（二）道路運送法第十一条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可

（二）イに掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号（許可申請）の認可（政令で定めるもの）を除く。ハににおいて同一の登録又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの
（三）貨物自動車運送事業の許可

認可件数	認可件数	認可件数	認可件数
一件につき五千円	一件につき五千円	一件につき一万五千円	一件につき一万五千円

（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可

（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可
（四）貨物自動車運送事業の許可	（五）貨物自動車運送事業の許可	（六）貨物自動車運送事業の許可	（七）貨物自動車運送事業の許可

百二十九 小型造船業者登録		百三十 船舶等に係る製造工事若しくは改修工事、整備若しくは遠隔支援業務に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録		規定による小型造船業者の登録	
百二十九 小型造船業者登録	登録件数 き九万円	許可件数 一件につき三万円	申請件数 一件につき十五万円	登録件数 一件につき九万円	登録件数 一件につき九万円
(一) 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	(注) 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)第十三条(施設等の新設等の許可の特例)の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一條第一項(事業基盤強化計画の認定)の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二條第一項(事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、これらの許可とみなす。	(二) 造船法第二条第一項(施設の新設等の許可等)の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可(当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のための新設、増設又は拡張の許可(当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるものと同一の施設の新設、増設又は拡張の許可(当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるものを除く))	(一) 造船法第三条第一項(設備の新設等の許可等)の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可(当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるものを除く)	(二) 造船法第六条ノ二(事業場の認定)の製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定(財務省令で定めるものを除く)	(三) 船舶安全法第六条ノ三(事業場の認定)の整備に係る事業場の認定(財務省令で定めるものを除く)
(四) 船舶安全法第六条ノ五第一項(登録検査機関の登録)の登録	(五) 船舶安全法第六条ノ六(登録検査確認機関の登録)の登録	(六) 船舶安全法第八条(船級協会の登録)の登録	(七) 船舶安全法第二十一条(登録検査機関の登録)の登録	(八) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項(証書の発給を行う船級協会の登録)の登録	(九) 船舶安全法第二十九条ノ一(登録登録の登録)の登録
(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全部令で定めるものを除く)	(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全部令で定めるものを除く)	(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全部令で定めるものを除く)	(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全部令で定めるものを除く)	(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全部令で定めるものを除く)	(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項(船舶安全法の準用)において準用する船舶安全部令で定めるものを除く)
五百円	五千円	五千円	五千円	五千円	五千円

の登録)の登録(更新)	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録を除く。	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録を除く。
港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)	第二十条第一項(船級協会の登録)	第二十条第一項(船級協会の登録)	第二十条第一項(船級協会の登録)	第二十条第一項(船級協会の登録)
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)
船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録
(注) 流通業務総合効率化促進法第十二条第一項(海上運送法の特例)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条(海上運送法の特例)、第二十七条の五第一項(海上運送法の特例)、第二十七条の十九(海上運送法の特例)若しくは第三十五条第一項(海上運送法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定(同法第二十七号の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通の認定)、同法第二十七号の二第一項(登録船舶職員養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録

百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項(登録運航管理機関の登録)の登録運航管理機関の登録(更新の登録を除く。)	(四) 海上運送法第三十二条の二十六(登録安全統括管理者講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項(海技免許講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)

百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
(四) 檢数事業の許可、鑑定事業の許可	(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	(二) 港湾荷役事業の許可	(一) 港湾運送事業の許可	(新規事業の許可)

号) 第五十五条第一項				
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
(注) 海上運送法第三十六条(船員派遣事業の許可)の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。				

(船員派遣事業の許可) の船員派遣事業の許可 (更新の許可を除く。)	百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録 検査機関の登録	新規登録(更 換登録)の登録件数	
		登録件数	一件につき九万円
(一) 航空法第三百三十九条第一項(航空運送事業の許可) 百三十八条第一項(空港等又は航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可) (二) 航空法第三百三十九条第一項(空港等又は航空保安施設の設置の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可) (三) 航空法第三百三十九条第一項(空港等の設置の許可)	登録件数	一件につき九万円	
(四) 航空法第二十条第一項(事業場の認定) の事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。) (五) 航空法第二百二十一条第一項(航空機使用事業の許可) の航空運送事業の許可 (六) 航空法第二百二十一条第一項(外国人国際航空運送事業の許可) の規定期による旅客又は貨物を運送する事業の許可	登録件数	一件につき十五万円	
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
円 き十五万円	円 き十五万円	円 き九万円	円 き九万円

百三十九条第一項(貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可) (注) 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十七条第一項、第三項若しくは第四項(貨物利用運送事業法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十二第一項(貨物利用運送事業法の特例)、福島復興再生特別措置法第七十七条第一項(流通機械利用運送事業法の特例)、福島復興再生法第十七条の五十五第三項(貨物利用運送事業法の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項(貨物利用運送事業法の特例)、福島復興再生特別措置法第七十七条第一項(流通機械利用運送事業の登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十八条第一項(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の認定)の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十九条第一項(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の認定(以下この号において同じ。)の規定による総合効率化計画の認定、流通業務総合効率化促進法第五条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四条第一項(貨物利用運送事業の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項において読み替えられる東日本大震災復興特別区域法第六条の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送事業の許可)の船舶運航事業	新規登録(登録更新講習機関の登録)の登録件数	
登録件数	一件につき九万円	
許可件数	許可件数	許可件数
円 き十五万円	円 き十五万円	円 き九万円

百三十九条第一項(貨物運送共同化実施計画の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条第一項(貨物運送共同化実施計画の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四条第一項(福島復興再生法第十七条の五十五第三項(貨物運送共同化実施計画の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定)の規定による総合効率化計画の認定若しくは同法第四十九条第一項(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の認定(以下この号において同じ。)の規定による総合効率化計画の認定、流通業務総合効率化促進法第五条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四条第一項(貨物利用運送事業の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項において読み替えられる東日本大震災復興特別区域法第六条の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送事業の変更の認可)の船舶運航事業	新規登録(登録更新講習機関の登録)の登録件数	
登録件数	一件につき九万円	
許可件数	許可件数	許可件数
円 き十五万円	円 き十五万円	円 き九万円

百三十九条第一項(貨物運送共同化実施計画の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条第一項(貨物運送共同化実施計画の認定)の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四条第一項(貨物利用運送事業の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項において読み替えられる東日本大震災復興特別区域法第六条の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送事業の変更の認可)の船舶運航事業	新規登録(登録更新講習機関の登録)の登録件数	
登録件数	一件につき九万円	
許可件数	許可件数	許可件数
円 き十二万円	円 き一万五千円	円 千円

(一) 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)		登録件数	
(三) 第三条(ホテルの登録)		き十五万円	
(二) 國際觀光ホテル整備法第十八条第一項(旅館の登録)の旅館の登録		き九万円	
修機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数
百四十一の二 全国通訳案内士に係る登録研修機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数
百四十二 旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録又は旅程管理業務等に係る登録研修機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数
(注) 觀光圏の整備による觀光旅客の來訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項(旅行業法の特例)、奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項(旅行業法の特例)又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項(旅行業法の特例)の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における觀光圏の整備による觀光旅客の來訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項(觀光圏整備実施計画の認定)、(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による觀光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三条第一項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項(産業振興促進計画の変更)の規定による準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による	き九万円	き九万円	き十五万円





認定件数	認定件数	一件につき三万円	イ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第四号の使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で財務省令で定めるもの
			ロ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別(その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう)の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定
認定件数	認定件数	一件につき十五万円	(一) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第三十九条第三項(自主回収・再資源化事業計画の認定)の規定による自主回収・再資源化事業計画の認定
五百七十七 環境の保全に係る人材認定等事業の登録又は体験の機会の場の認定	認定件数	一件につき十五万円	(二) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第三十九条第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定(同条第一項第二号に掲げる者が受けるものに限る。)

登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
五百五十九 希少野生動植物種の個体等に係る個体等登録 機関、事業登録機関若しくは認定機関の登録 の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
（二）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）	き九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき一万五千円
第三十三条の六第一項	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

融機関		地方公共団体基金		地方公共団体金融機関法	
融機関		地方公共団体情報システム		(平成十九年法律第六十四号)	
融機関		地方公共団体情報システム		機構法(平成二十五年法律第二十九号)	
機構	名称	地方住宅供給公社	地方道路公社	地方独立行政法人	人
能実習の保護	国人技一外	独立行政法人 (その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているものうち財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人通則法(平成十五年法律第百十八号)	五年法律第八十二号)
実習生の技能	外国人根拠法	土地開発公社	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)	地方独立行政法人法(昭和四十一年法律第百二十四号)	地方公共団体情報システム機構法(平成二十九号)
実習の適正な実施及	日本中央競馬会	日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第七十四号)	地方公共団体情報システム機構法(平成二十九号)
び技能を含む。以下同じ。)の取得登記の権利の保存、設定、転貸又は移転	日本年金機構	日本司法支援センター	日本司法支援法(平成十九年法律第二百五号)	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)	地方公共団体情報システム機構法(平成二十九号)
の登記等の表(第四条関係)	育機構	福島国際研究教	福島復興再生特別措置法	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)	地方公共団体情報システム機構法(平成二十九号)
備考	事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権(賃借権を含む。以下同じ。)の登記等の権利の保存、設定、転貸又は移転の登記等	第三欄	第三欄	第三欄	第三欄

一の二 学校		法 (私立 学校法 昭和 二十四 年法律 第二百 七十 号) 第十四 条第四 項(專 修学校 及び各 種校)の 規定に より設 立され た法人 を含む 。)	の登記をいう。以 下同じ。)又は當 該建物の敷地の用 に供する土地の權 利(土地の所有權 及び土地の上に存 する權利をいう。 以下同じ。)の取 得登記	第三欄 の第一 号か らま でい ずれ かの 登記 に該 する この を証 する もの ある こ とを ある も の の 書類 で定 め書 類添 付が ある もの ある る。	定め る書類 のに限 る。
私立 学校	校舍、 圖書館その 他の直 接必要な附 屬建物 (以下「校 舍等」と いう。)の所 有権の取 得登記	校舍、寄宿 舎、運動場、実習 場地、その他 の直接保 育又は教 育上的直 接必要な附 屬建物 (以下「校 舍等」と いう。)の所 有権の取 得登記	校舍等の敷 地、運動場、実習 場地、その他 の直接保 育又は教 育上の直 接必要な附 屬建物 (以下「校 舍等」と いう。)の所 有権の取 得登記	校舍等の敷 地、運動場、実習 場地、その他 の直接保 育又は教 育上の直 接必要な附 屬建物 (以下「校 舍等」と いう。)の所 有権の取 得登記	
の登記をいう。以 下同じ。)又は當 該建物の敷地の用 に供する土地の權 利(土地の所有權 及び土地の上に存 する權利をいう。 以下同じ。)の取 得登記	の登記をいう。以 下同じ。)又は當 該建物の敷地の用 に供する土地の權 利(土地の所有權 及び土地の上に存 する權利をいう。 以下同じ。)の取 得登記	の登記をいう。以 下同じ。)又は當 該建物の敷地の用 に供する土地の權 利(土地の所有權 及び土地の上に存 する權利をいう。 以下同じ。)の取 得登記	の登記をいう。以 下同じ。)又は當 該建物の敷地の用 に供する土地の權 利(土地の所有權 及び土地の上に存 する權利をいう。 以下同じ。)の取 得登記	の登記をいう。以 下同じ。)又は當 該建物の敷地の用 に供する土地の權 利(土地の所有權 及び土地の上に存 する權利をいう。 以下同じ。)の取 得登記	

法人会福祉社	十人	九の二 自動車安全運転セ	九の二 自動車
第五号 第四十 四年法律 （昭和 二十六 年）	社会法 社会福 祉社	五十年 法律第 五十七 号	転セン ターカ ー法 登記 土地の 権利の 取得 敷地の用 に供する 建物の取 得登記
運動場、 実習用地 又は当該 学校等の記 載する校舍 等に規定す る。この校舍 等の記載を除 く。	二、自己の設 置する学校 教育法第一條 （学校教育法 の範囲）に規 定する幼稚園 に規定する。こ の記載を除く。	第一条第一項（定 義）に規定する 会福祉事業の用 供する建物の所 有权の取得登記又 は当該事業の用に 供する土地の権利の 取得登記（第三号 に掲げる登記を除 く）	一、事務所用建物 の所有權の取得登 記又は当該建物の 敷地の用に供する 建物の取 得登記 （業務）に掲げ る業務の用に供す る建物の所有權の 取得登記又は当該 業務の用に供する 土地の権利の取 得登記

教育法第一条(学校の範囲)に規定する幼稚園に限る。)の校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	十三 職業訓 練法人 で政令 で定め るもの	
三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取扱登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する建物の用に供する建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	職業能 力開発 促進法	
四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得	職業能力開発促進 項目(職業訓練の認定)の認定に係る施設の用に直接供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に直接供する土地の権利の取得	登記
第五 第三欄 に該当する書類の添付がある。	第三 欄 に該当する書類の添付がある。	務省令で定められる書類

